

平成16年改正行訴法の施行状況の検証を踏まえた検討の結果

平成24年11月
法務省民事局

改正行政事件訴訟法施行状況検証研究会における検討の結果によれば、行政事件訴訟法の一部を改正する法律（平成16年法律第84号。以下「平成16年改正行訴法」という。）における改正事項については、期待された成果があがりつつあるとの評価がされたものも少なくなかったものの、原告適格の拡大、義務付け訴訟及び差止訴訟の創設等の論点については、施行状況についての評価が分かれました。

もっとも、現状において直ちに改正の趣旨が実現されていないとされた論点はありませんでした。

他方で、上記の重要な論点について、最高裁判例が出揃い、改正事項についての裁判所の解釈・運用が固まったといえる状況にないといえることから、このような段階で改正の趣旨がすべからく実現されていると判断するのも適切とはいえないと考えられます。

以上を踏まえ、法務省は、平成16年改正行訴法附則第50条に基づく施行後5年を経過した後における施行状況の検討の結果を、次のとおり、整理しました。

現時点において直ちに行訴法の見直しを実施する必要があると判断することはできないが、最高裁判例の動向を中心に施行状況をなお継続的に見守ることが適切であるといえることも踏まえ、

- ・ 研究会報告書を公表し、研究会における多くの裁判例に対する評価、訴訟審理の在り方についての提言等を明らかにし、もって、より一層の平成16年改正行訴法の趣旨の周知及びその実現を図るとともに、
- ・ 研究会報告書の評価を世に問うた上で、平成16年改正行訴法について政府として講ずべき措置がなお存しないかどうかについては、引き続き関係機関・団体と連携しつつ注視することとする。